

第5次小郡市総合振興計画策定に係る パブリック・コメント(意見募集)を実施しました。

現在本市では、市の総合的・長期的な方針となる「第5次小郡市総合振興計画（平成23年度～32年度）」の策定を進めており、平成22年12月1日～12月21日にかけてパブリック・コメント（意見募集）を実施しましたところ、4名の市民の皆さんから8件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき、深くお礼申し上げます。

今回いただきましたご意見も踏まえ、計画策定に向けて取り組んでおりますので、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご提出いただいたご意見の概要と意見に対する市の考え方につきましては、市ホームページおよび企画課で公表しています。 市ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

●問い合わせ先

企画課企画政策係 ☎ 72-2111 内線 224

Eメール kikaku@city.ogori.lg.jp



生ごみ処理機補助制度のご案内

～申請は3月末日まで～

市では、生ごみ処理機の購入に対する補助制度を行っています。

今年度内（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に購入された生ごみ処理機については、平成23年3月31日までに申請が必要です。平成22年4月以降に、生ごみ処理機を購入された人で、申請がお済みでない人は、早めに手続きをしてください。ご希望の人は次の手順で手続きをしてください。

●補助対象

電気式生ごみ処理機等・コンポスト容器・EMボカン容器

●申請手続き

予約 生活環境課へ電話または窓口で予約
（予約後1か月以内に購入、申請を）

購入 販売店にて領収書をもらう

申請 領収書、保証書（電気式のみ）、印鑑、口座番号の控え（ゆうちょ銀行以外）、住所のわかるものを持参し、窓口（生活環境課）で申請

決定 決定通知書の送付後、補助金が指定口座に振り込まれます。

●備考

- ・購入の店舗、機種（メーカー）の指定はありません。
- ・一度補助を受けると以後4年間は申請できません。
- ・予算の範囲内で助成を行っています。予約のない場合は受け付けられない場合があります。

●予約・申請・問い合わせ先

生活環境課 ☎ 72-2111 内線 152

公的個人認証サービスの電子証明書(e-Tax用)の発行を受けている方へのお知らせ

電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間となっています。有効期間は電子証明書発行時にお渡しした電子証明書の写しに記載されていますので、ご確認ください。

有効期間がわからない方は、運転免許証などの公的機関が発行した写真付きの本人確認書類と住民基本台帳カードをご持参いただき、市民課窓口にお越しいただきまして、調べることができます。

更新を希望される方は、運転免許証などの公的機関が発行した写真付きの本人確認書類と住民基本台帳カードをご持参いただき、市民課の窓口で手続きをしてください。新しい電子証明書の有効期間は手続の日から起算して3年間です。なお、現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

●問い合わせ先 市民課市民係

☎ 72-2111 内線 414